

# 高齢者を大切にできる心!

平均寿命の大幅な伸びや少子化が進み、高齢化が急速に進んでいます。和東町の令和4年8月1日現在の人口統計によると65歳以上の高齢化率は47.6%となっています。このまま推移すれば2人に1人は高齢者の地域となります。そうした中で町民のみなさんの誰もが生涯、健康で明るく生きがいを持って暮らせることを望んでいます。



第246号  
2022年9月1日発行  
編集・発行  
和東町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター内)  
TEL0774-78-3488  
FAX0774-78-3212

「老い」は誰にでも訪れますが、若い時には自分の問題として考えるのは難しいのが現状です。高齢者に対して「衰えた者」「保護される者」といったイメージで捉えていませんか。「もういい年なのに」「年寄りの出る幕じゃない」と頭ごなしに否定したり、うるさかったりしたことはありませんか。そうすることは高齢者に対して差別を生む原因になったり誤解や偏見につながります。

働く意欲があっても年齢だけを理由に働く機会や社会に参加する機会が与えられないということは、人が幸せに生きるための権利を奪うこととなります。



若い頃に比べると身体の機能も衰え、不可能なことも出てきますが社会貢献をしたい高齢者はたくさんいます。実際には、元気に働きボランティア活動など社会活動に参加し、前向きに生きている方もたくさんおられます。

高齢者も社会を構成する大切なメンバーの一員であり、人生の先輩でもあります。高齢者が今まで培った豊かな経験や知恵を活かし、社会の重要な担い手として暮らしていくことのできる地域社会を作ることが求められます。

高齢者がこのような社会参加を通じて幅広い層と交流することは、昔から伝えられてきた貴重な文化を次の世代に伝えるためにも大切なことです。



## 「敬老の日」と「老人の日」の違い

「敬老の日」は、毎年9月の第3月曜日を祝日としています。

主に社会貢献をしてきた老人を尊敬する日です。長寿の老人を祝うという意味合いも持ちます。

「老人の日」は、9月15日を祝日ではなく記念日として設定されています。老  
人福祉に関して周りの人々が理解を深める日です。





# みんなで築こう 人権のまちづくり



## 自殺予防週間 (9月10日～16日)

『いのち』は大切ですか？と尋ねられれば、誰もが間違いなく「大切」ですと答えます。しかし、言葉だけで「いのちは大切です」といくら説明しても実感は伴いません。いのちは大切だという思いは、感動の体験やいのちの生まれる喜びや死の悲しみ、あるいは精一杯生きようとする人たちとのふれあいの体験などを通して心に刻み込まれるものだと思います。

こんな不調や悩みを感じたら  
相談してください



相談先は下記をご覧ください



いのちSOS (NPO法人 自殺対策推進センター)

☎ 0120-061-338

月・木 0時～24時(24時間) 火～水/金～日 8時～24時

よりそいホットライン (一般社団法人 全国自殺対策センター)

☎ 0120-279-338 (24時間)

いのちの電話 (一般社団法人 いのちの電話推進)

☎ 0120-783-556

毎日 16時～21時 毎月10日 8時～翌日8時(24時間)

☎ 0570-783-556

毎日 10時～22時

こころの健康相談ダイヤル (厚生労働省)

☎ 0570-064-556

相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。

SNSでの相談は

まもろうよこころ 検索



誰から生まれようと、どこで生まれようとかげがえのない『いのち』であることに変わりありません。救える『いのち』があります。自殺を考えている人は、多くの場合、死の瞬間まで「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いていると言われています。悩みを抱えた人が行為や行動を発している、救いを求めるサインに気づくことが大事です。

## 和東町人権教育研究会新会員研修会

7月19日(火) 当センターにおいて、今年度小・中学校、保育園へ赴任された先生方等を対象に新任研修が行われました。研修講師には部落解放同盟京都府連合会書記次長・吉田寿さんをお迎えして、和東町内及び地域内の歴史や現状・課題についてお話しいただきました。参加者は講演を聞き、子どもたちの周りにおける人権問題を学ぶとともに、人権教育が果たす役割の重要性を認識されました。



## 各種料金の支払いができます

- 町府民税
- 国民健康保険税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 上下水道代
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料



※し尿汲み取り券を販売しています

## ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

9月の相談日

月日・・・9月27日(火)  
時間・・・午前1時30分～4時  
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先  
和東町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター)  
TEL 0774-78-3488  
FAX 0774-78-3212

